

大阪府立農業公園（農業庭園たわわ）指定管理者募集要項

令和3年2月

大阪府

目 次

項 目	ページ
1 指定管理者選定の目的	1
2 施設の概要	1
3 業務の範囲及び内容	3
4 募集に際しての基本条件	1 0
5 申請の手続	2 2
6 申請にあたっての提出書類	2 5
7 指定管理者の選定	2 7
8 指定管理者の指定	3 6
9 協定の締結	3 6
10 引継ぎ事項	3 7
11 モニタリング（点検）の実施	3 7
12 その他 参考データ	3 8
【リスク分担表】	3 9

大阪府立農業公園（農業庭園たわわ）指定管理者募集要項

1 指定管理者選定の目的

大阪府立農業公園（以下「農業公園」という。）は、大阪府の農業用ダム計画跡地を有効活用するため、府民が自然環境の中で農に親しみ、楽しむことができる施設として、「農業庭園たわわ」の名称で平成16年に開園しました。

府では、民間事業者のノウハウを活用し、多くの府民の皆さまに活用していただける施設とするため指定管理者制度を導入することとし、新たに農業における障がい者その他の就職することが困難な者（以下「障がい者等」という。）等の雇用の促進と就労の支援の機会を創出するなどの機能を併せ持つ施設として運営することとしました。

このたび、運営目的を効果的、効率的に達成するために、施設の管理に関する業務を行う指定管理者を広く募集します。

2 施設の概要

農業公園は、約12ha（大阪ドーム球場の約3.5倍）の敷地に、貸農園、摘み取り園（ぶどう・イチゴなど）、農産物直売所などがある施設です。

(1) 施設の名称

大阪府立農業公園（現在の名称・農業庭園たわわ）

(2) 所在地

貝塚市馬場3081

(3) 周辺環境

貝塚市がある大阪南部の泉州地域は、伝統ある玉ねぎをはじめ、水なす、キャベツ、軟弱野菜、みかんなど多様な作物が栽培され、農業の盛んな地域です。

農業公園は、大阪市の中心部から約36km、車で約45分の圏内にあり、肥沃な土と清流など農作物の生産に適した環境に恵まれております。

(4) アクセス

ア 公共交通機関

- ・水間鉄道「水間観音」駅から貝塚市ハーモニーバスに乗車し、「農業庭園たわわ」バス停下車すぐ

イ 車の場合

- ・阪和自動車道「貝塚インターチェンジ」から5分
- ・水間観音駅から7分

(5) 駐車場

ア 所在地及び駐車台数

駐 車 場	駐車台数
第1駐車場	普通車44台
第2駐車場	大型車4台、普通車52台、身障者用3台
管理棟前	普通車9台、身障者用3台

イ 駐車料金

無料

(6) 施設の規模

- ・全体面積 約12ha
- ・建築面積 646.91㎡
- ・延床面積 605.14㎡

(7) 施設内容

- ・管理棟
- ・農業体験施設
 - ・貸農園 約20,000㎡
 - ・倉庫棟
 - ・駐車スペース など
- ・摘み取り園等
 - ・ビニールハウス（イチゴ） 約1,200㎡
 - ・ぶどう園 約3,000㎡
 - ・畑・水田（いもほり園、花摘み園、体験水田など） 約7,600㎡
- ・バーベキューサイト 約2,300㎡
- ・農産物直売所
- ・駐車場
- ・農機具倉庫
- ・貯水池（とうろう池） など

(注) 奥出池は管理対象ではありません。貝塚市が管理しています。

指定管理対象外の奥出池や農業利用している水路等の使用等については、大阪府及び貝塚市と協議することが必要となります。

協議内容や使用の可否は、対象となる施設の土地権利や農業利用の実態により変わるため、使用等の内容について予め大阪府や貝塚市と調整し諸条件等を確認してください。

※別紙資料1「農業公園全体配置図」

(8) 貸与備品

なし

3 業務の範囲及び内容

(1) 管理運営方針

ア 施設の設置目的

府民が農業に親しむ場を提供するとともに、農業における障がい者等の雇用の促進と就労の支援の機会を創出し、もって農業の振興及び府民の健康で文化的な生活の確保に資するため、大阪府立農業公園を貝塚市馬場に設置しました。

ここでは農産物等の栽培及び収穫を体験する場、自然と触れ合い及び憩う場、農産物等及びその加工品の販売等の場、農業に関する研修、情報発信等の場を府民に提供することや、農業分野に新規参入を希望する法人の職員を対象とした研修の実施、障がい者等の雇用促進に向けた就労訓練をする場の提供や、府民への農福連携のPRなどを通じて、障がい者等が農の担い手となるような取り組みを実施することとしています。

さらに、これらの取り組みがポストコロナ社会において、農のある新たなライフスタイルの実現や地域農業の活性化にも役割を果たすことをめざしていきます。

イ 運営目標

施設の利用促進等を図るとともに、安全で効果的かつ効率的な管理運営を進めることで「府民が農業に親しむ場を提供するとともに、農業における障がい者等の雇用の促進と就労の支援の機会を創出し、もって農業の振興及び府民の健康で文化的な生活の確保に資する」という設置目的の実現をめざしてください。

なお、応募時には、事業計画書（様式第2号）内の「5 施設の効用を最大限発揮するための方策について」にて、施設の設置目的を損なわない範囲で自主事業（3-（3）-イ 自主事業の実施をご参照ください）等を提案してください。これらについては、指定期間中、提案内容に沿って誠実に実施していただきます。

ウ 開園時間及び休園日の条件

開園時間及び休園日は、原則として大阪府立農業公園条例施行規則（令和3年大阪府規則第3号）（以下「規則」という。）第2条及び第3条で定める時間及び日とします（下の表参照）。

なお、これらについて変更する場合は、地元住民等関係者と調整を完了した上、事前に府と協議し、承認を得ることが必要です。

〔開園時間 及び 休園日〕

① 開園時間

午前9時から午後5時30分まで

※ なお、指定管理者は、イベント等の実施その他炎天下の作業の回避など、特別の理由があるときは、あらかじめ府の承認を受けることで、農業公園の施設の開園及び閉園時間を変更することができます。

② 休園日

毎週火曜日（火曜日が休日の場合は次に到来する平日）

12月29日～1月3日

※ なお、指定管理者は、特別の理由があるときは、あらかじめ府の承認を受けることで、農業公園の休園日以外の休園日や、臨時に休園日を設けることができます。

(注1) 貸農園の利用者より、炎天下作業の回避等の特別な理由により開園時間外の貸農園の利用が申し出された場合、施設運営に支障が生じない限り、指定管理者は当該利用が可能となるよう対応してください。また、その場合、貸農園や通路を清掃し車両を適切な位置に駐車させるなど、適切な安全管理を行ってください。

(注2) 農業公園の入り口にカギがかかるゲート（門）を設けています。このゲートは、道路奥の農地を利用する農業者も通行するものであり、ゲートの開閉や施錠等の操作について、今後、関係者との調整が必要になります。場合により指定管理者がゲート操作を行うこととなりますので、ご注意ください。

エ 利用料金

貸農園、摘み取り園、バーベキューサイト及び農産物直売所の利用について、利用料金制度を導入します（地方自治法第244条の2）。

利用料金の額は、大阪府立農業公園条例（令和2年大阪府条例第76号）（以下「条例」という。）第12条で定めた金額（下の利用料金表をご参照ください）の範囲内で設定してください。ただし、利用料金の額の設定及び変更には、知事の承認が必要となります。

〔利用料金表〕

区分		単位	金額
農園	摘み取り園	大人	1回
		小人	1,600円
	貸農園等		1㎡/年
バーベキューサイト		1区画1回	5,000円
			9,000円

区分	金額
農産物直売所	農産物等及びその加工品の売上金額の20%相当額

（金額及び率は上限です）

規則第 11 条で定める利用料金の減免の基準に基づき、下記の者については利用料金を減額し、又は免除する場合があります。

- (ア) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校における教育活動で農業公園を利用する場合
- (イ) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 19 条の 3 第 7 項の規定による医療受給者証の交付を受けている者
- (ウ) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者及びその介護を行う者
- (エ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第 2 項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその介護を行う者
- (オ) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6 年法律第 117 号）第 1 条の規定による被爆者健康手帳の交付を受けている者
- (カ) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）第 7 条 4 項の規定による医療受給者証の交付を受けている者
- (キ) 知的障害のある者と判定されて、療育手帳の交付を受けている者及びその介護を行う者

(2) 管理運営業務の内容

主な業務内容は下表のとおりです。（条例第5条参照）

管理運営業務	業務内容
ア 農業体験、研修の実施等府民の農への関心・理解を高める業務	
① 農産物の栽培及び収穫の体験する場を府民に提供する業務	農園（区画による利用）の運営 <ul style="list-style-type: none"> ・利用の募集、受付及び承認、利用料の徴収、農園及び倉庫の維持管理（清掃等を含む）、貯水池の用水利用にかかる管理 等 農園（体験による利用）の運営 <ul style="list-style-type: none"> ・利用の募集、受付及び案内、農作物の栽培管理（栽培計画含む）、農園の維持管理（清掃等を含む） 等
② 自然と触れ合い及び憩う場を府民に提供する業務	バーベキューサイトの運営 <ul style="list-style-type: none"> ・利用の募集、受付及び案内、利用料徴収、バーベキューサイトの維持管理（清掃等を含む） 等
③ 農産物等及びその加工品の販売等の場を提供する業務	農産物直売所の運営 <ul style="list-style-type: none"> ・農作物等の集荷、陳列及び販売、荷受けの利用料徴収、直売所の維持管理（清掃等を含む） 等
④ 農業に関する研修、情報発信、催物等を行う業務	Webを活用した情報発信 <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ、SNSの作成・管理 等 交流イベントの開催 <ul style="list-style-type: none"> ・イベントの計画立案、告知、及び開催 等
イ 障がい者等の雇用の促進と、就労の支援の機会を創出する業務	障がい者等の雇用を検討している企業等の職員向けの研修 <ul style="list-style-type: none"> ・現地研修会の計画立案、利用募集及び開催（見学会・視察の受け入れ及び説明等） 等 障がい者の就労訓練の場の提供 <ul style="list-style-type: none"> ・農園、直売所等での就労支援事業所（B型事業所）の障がい者等の利用募集、受付及び契約、障がい者等への農作業等の指導、指導計画の立案 等 支援学校の生徒の実習の場の提供 <ul style="list-style-type: none"> ・農園、直売所等での実習の利用募集、受付及び農作業等の指導、指導計画の立案 等 農福連携の取組のイベント・情報発信 <ul style="list-style-type: none"> ・ハートフルまつり等の連携、単独イベントの計画立案、告知及び開催 等
ウ 施設の点検、管理、維持補修に関する業務	施設の点検、管理、維持補修に関すること

(留意事項)

- ・施設の点検、管理、維持補修に関する業務の詳細については、別紙資料2を参照してください。

※別紙資料2「施設の点検、管理、維持補修に関する業務等の内容及び基準」

- ・管理運営業務に関してご提案いただいた内容について、府の方針及び来園者並びに施設利用者の利便性確保の観点から実施していただけない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(第三者への委託の禁止等)

管理運営業務の全部又は主要な部分を、第三者に対して、委託し、又は請け負わせることはできません。

管理運営業務の一部（主要な部分を除く）について第三者に対して、委任し、または請け負わせる場合には、あらかじめ書面により府の承諾を得ることが必要です。

なお、管理運営業務のうち主要な部分とは下記のとおりです。

(2) 管理運営業務の内容 ア・イの業務のうち、運営の計画・立案にかかる業務

(3) 指定管理者に係る権限

ア 利用許可の権限

(ア) 利用料金の徴収

(イ) 以下の施設の利用承認及び承認の取り消し

貸農園、バーベキューサイト、農産物直売所、摘み取り園（農業体験施設）など

(ウ) 以下に該当する者に対する入園の制限及び退園命令

規則第13条に該当する者

イ 自主事業の実施

指定管理者は、施設の設置目的等を損なわない範囲で、管理運営業務に加え、自主的に事業を実施することができます。自主事業での収入を活用して、施設の維持補修や運営の効率化を含め、民間のノウハウを活用した幅広い提案をお願いします。

ただし、実際の事業実施にあたっては、具体的な事業内容等について、府との協議が必要となります。

また、自主事業を実施するエリアに関しては、土地・施設の使用料が必要です。

(参考) 土地・施設の使用料（概算）

1 管理棟（建物＋土地）

管理棟全体（208㎡）	440,000円／年
多目的スペース（54㎡）	115,000円／年
研修スペース（54㎡）	115,000円／年

2 バーベキューエリア

あずま屋（建物＋土地）（約 47 m ² ）	40,000円／年
土地（約 2,300 m ² ）	330,000円／年

3 その他（土地の使用）

1 m ² 当たり	105円／年
----------------------	--------

ウ 施設・設備の改修・整備（最低投資額の提案について）

農業公園の利便性や魅力向上等を図るため、指定管理者自らが自主的に行う投資（指定管理業務用及び自主事業用を含む）による施設や設備の整備、改修、新設等の内容について、ご提案ください。なお、投資額は10年間で2,500万円以上となるよう、ご提案ください。

※ 自主事業用の施設の新設・整備等の実施に当たっては、施設の設置目的等を損なわない範囲で、原則、指定期間終了時に原状回復することが条件となります。

また、変更、改修、整備等を行う際は府との協議が、建物等を建築する場合は法令に基づく協議・申請が必要です。

最低投資額＝2,500万円（消費税込み）

投資の例、農産物直売所の改修、バーベキュー施設の改修又は移設、キャンプ施設やグランピング施設の新設、レストランの新設又は管理棟などの改修、Wi-Fi設備の新設 など

管理棟内及び貸農園のトイレ（計2か所）については改修、貸農園内の園路等については補修を、府において行う予定です。また、指定管理業務を実施していくうえで必要な安全対策にかかる設備については、指定管理事業者と協議のうえ、府で実施していきます。

(4) 管理運営にあたって遵守すべき法令一覧

府の公の施設である農業公園の管理運営を行うにあたり、以下の関係法令、条例の規定を遵守してください。

ア 条例関係

- ・大阪府立農業公園条例（令和2年大阪府条例第76号）
- ・大阪府立農業公園条例施行規則（令和3年大阪府規則第3号）
- ・大阪府行政手続条例（平成7年大阪府条例第2号）
- ・大阪府個人情報保護条例（平成8年大阪府条例第2号）

イ 施設の維持管理上の法定点検等関連法令

- ・消防法（昭和23年法律第186号）
- ・浄化槽法（昭和58年法律第43号）

- ・労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）

ウ その他

- ・地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- ・労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- ・行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）
- ・個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- ・警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）
- ・その他関係法規等

(5) ネーミングライツに関する提案について

大阪府では、様々な施設を有効に活用し、ネーミングライツ、広告等の手法を用いた収入確保策を積極的に進めています。指定管理者制度導入施設においてもネーミングライツや広告を導入し、有効活用を図っていきます。

ネーミングライツとは、日本語では「命名権」と訳され、一般には、公共施設などがもつ媒体価値をもとに、企業の社名やブランド名などを施設等の名称に付与することを契約により認めるものです。

大阪府では、様々な施設等にネーミングライツを導入することとしており、今回、指定管理者を募集する本施設についても、ネーミングライツを導入する予定です。

ネーミングライツを導入する大阪府のメリットは、ネーミングライツを販売することによる新たな収入の確保、並びに、その原資の活用による府民サービスの向上であり、ネーミングライツを獲得した事業者にとっては、命名した名称が府の広報活動やマスメディア等を通じて露出する機会を得られ、宣伝効果や地域社会への貢献によるイメージアップなどが期待されます。

施設の指定管理者の皆様には、こうした府の取組みにご理解をいただき、ネーミングライツやその他広告等の導入につき、ご協力をお願いします。

ただし、いただいた提案は指定管理者選考の評価に加味いたしますが、必ずしも、この提案をもってネーミングライツ等に関する決定を行うものではありませんのでご注意ください。

(6) 事業報告書等の提出

指定管理者は、農業公園の管理運営に関する下記の書類を作成し、定められた期日までに府に提出してください。

ア 毎月の施設利用者数・利用料金収入額を、翌月の 10 日までに報告してください。

イ 半期ごとの経理状況を、翌月の 10 日までに報告してください。

ウ 毎会計年度終了後 30 日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を提出してください。

(ア) 業務の実施状況

(イ) 農業公園の利用状況

(ウ) 業務に係る経理の状況

※ 自主事業の収支について、管理運営業務に係る収支とは分けて整理した上で、報告してください。また、複数の法人等がグループを構成して申請する場合は、構成員ごとの収支を明らかにし、それらの合算としての共同事業体の収支を明らかにしてください。

(エ) その他、府が必要と認める事項

- ・ 4-(2)-ク-(キ)のアンケート調査結果
- ・ 人権研修の実施状況
- ・ 管理運営体制
- ・ 施設の法定点検結果
- ・ 就職困難者雇用実績報告書等行政の福祉化にかかる書類

(7) 事業計画書等の提出

指定管理者は、令和3年度以降、毎会計年度末までに、次年度に予定する事業計画書、収支計画書、管理体制計画書を作成し、府に提出してください。

※複数の法人等がグループを構成して申請する場合は、構成員ごとの収支を明らかにし、それらの合算としての共同事業体の収支を明らかにしてください。

(8) その他

- ・ 指定管理者は、府が管理運営について実地調査及び協議を求めた場合は、応じてください。
- ・ 指定管理者は、府が各種調査等について依頼したときは、速やかに回答してください。

4 募集に際しての基本条件

(1) 申請者資格

次の要件を満たす会社法上の会社、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の一般社団法人又は一般財団法人（公益社団法人・公益財団法人を含む）、特定非営利活動促進法上の特定非営利活動法人（NPO法人）その他法人格を有する団体及び法人格を有しないが、団体としての規約を有し、かつ代表者の定めがある団体（以下「法人等」という。）、若しくは複数の法人等が構成するグループであること。

なお、複数の法人等が構成するグループで申請する場合、以下のアは、いずれかの構成員が該当するものであること。ただし、「日本国内に営業所又は事業所を有していること」については、すべての構成員が該当するものであること。

以下のイ及びウは、すべての構成員が該当するものであること。

ア 事業を行う上での必要な法的資格等を有するもので、日本国内に営業所又は事務所を有していること。

- ・ 防火管理者（消防法）

- ・消防設備士又は消防設備点検資格者（消防法）
 - ・その他、事業を実施するにあたり必要な資格
- ※ただし、当該資格を有する者を雇用している法人等に本業務を委託し、又は請け負わせる場合はこの限りではない。

イ 府税、法人税並びに消費税及び地方消費税に係る徴収金を完納していること。

ウ 次の(ア)から(オ)までのいずれにも該当しないこと。

(ア) 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により本府又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取り消しの日から 2 年を経過しない者。なお、指定を取り消されたグループの構成員であった法人等について、その取り消しの日から 2 年を経過しない場合は、その法人等が指定を取り消され、その取り消しの日から 2 年を経過しないものとみなす。

(イ) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定により、一般競争入札の参加資格を有しない者

(ウ) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者を除く。）、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受けた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者

(エ) 募集要項の配付開始の日から審査結果の公表の日までの期間について、大阪府入札参加停止要綱に基づき入札参加停止の措置を受けている者

(オ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団、大阪府暴力団排除条例施行規則（平成 23 年大阪府公安委員会規則第 3 号）第 3 条の規定による暴力団密接関係者及びそれらの利益となる活動を行う者

(2) 管理者として果たしていただくべき責務

府の公の施設として、農業公園の管理運営を行うにあたり、下記のアからチについて、責務を果たしていただくこととなります。

ア 平等利用の確保

農業公園は、住民の福祉を増進させる目的をもってその利用に供するための「公の施設」であり、その利用に際しては、平等かつ公平な取り扱いをしてください。また、「正当な理由」がない限り、施設の利用を拒むことはできません。

イ 個人情報の取扱い

指定管理者が行う公の施設の管理に係る個人情報の取扱いについては、大阪府個人情報保護条例第53条の3の規定により、同条例第2章（実施機関が取り扱う個人情報の保護）の規定が適用されます。

《 指定管理者に適用される主な規定の内容 》

- ① 収集の制限（第7条）
 - a 収集目的の明確化、必要な範囲内の収集（第1項）
 - b 適正かつ公正な手段による収集（第2項）
 - c 本人収集の原則（第3項）
 - d 本人に対する利用目的の明示の努力義務（第4項）
 - e 要配慮個人情報収集の原則禁止（第5項）
- ② 利用及び提供の制限（第8条）
 - a 収集目的以外の利用・提供の原則禁止（第1項）
 - b 提供先に対し、個人情報の取扱いについて必要な措置を講ずることを求める等の義務（第3項）
 - c オンライン提供の原則禁止に対する努力義務（第4～6項）
- ③ 適正な管理（第9条）
 - a 正確かつ最新の状態に保持する努力義務（第1項）
 - b 漏えい、滅失及び損傷の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じる義務（第2項）
- ④ 委託に伴う措置（第10条）
 - a 指定管理者が個人情報を取り扱う事務を委託するときは、個人情報の保護のために必要な措置を講じる義務（第1項）
 - b 指定管理者から個人情報を取り扱う事務の委託を受けたものが、個人情報の漏えい、滅失又は損傷の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じる義務（第2項）

ウ 情報公開への対応

指定管理者は、農業公園の管理運営業務に関し、府があらかじめ指定する書類を施設に備え置き、一般の方が閲覧できるようにしてください。

《 情報公開について 》

府に提出していただく申請書類等は、情報公開請求の対象となります。

また、提出書類中、府が定める資料については、大阪府情報公開条例に定める適用除外事項に該当する情報を除いて、当該施設で閲覧できるようにしていただきます（府では、担当課・府政情報センターで閲覧できるようにし、⑤は府のホームページに掲載します。）。

※府が定める資料

- ①指定管理者指定申請書
- ②事業計画書
- ③収支計画書
- ④管理体制計画書
- ⑤協定書
- ⑥各年度の事業計画書
- ⑦各年度の事業報告書

エ 労働関係法令の遵守

指定管理者は、農業公園の管理運営業務に関し、業務に従事する者の労働に関する権利を保障するため、次に掲げる法律ほか労働関係法令を遵守してください。

労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法、労働組合法、男女雇用機会均等法、労働者災害補償保険法、雇用保険法、健康保険法、厚生年金保険法

オ 公正採用への対応

「大阪府公正採用選考人権啓発推進員設置要綱」又は「大阪労働局公正採用選考人権啓発推進員設置要綱」に基づき、一定規模の事業所において「公正採用選考人権啓発推進員」を設置していない場合は、対応をしていただきます。

《 一定規模の事業所とは 》

- ① 常時使用する従業員数が25人以上の事業所
- ② ①の他知事又は公共職業安定所長が適当と認める事業所

カ 人権研修の実施

指定管理者は、農業公園の管理運営業務に関し、業務に従事する者が人権について正しい認識をもって業務を遂行できるよう、人権研修を行ってください。

キ 防災・安全対策の実施及び非常時の危機管理体制の確立

利用者の安全を確保するため、地震、台風、洪水等の自然災害の発生時などの対応のため、適切な防災・安全対策を講じるとともに、危機管理対応マニュアルを策定し、府に提出してください。

また、緊急連絡体制の整備や訓練の実施、災害等発生時の利用者の安全確保など、府、警察・消防等関係機関と連携し、危機事象に適切に対応するため、万全の危機管理体制を確立してください。

ク 府が実施する事業への協力

大阪府が実施する事業への支援・協力をできる限り行ってください。

例：男女いきいき・元気宣言への登録、関西エコオフィス宣言、行祭事イベント等
その他、府がこれまでに実施し、今後も実施を予定している下記の(ア)から(ク)の事業についても協力してください。

(ア) 府が主催、後援する行事・イベント

(イ) 農産物直売所における商品はできる限り、大阪産（もん）などの府内で生産された農作物を販売してください。

(ウ) 福祉関係事業への協力

授産品（こさえたん）フェア等を定期的を開催してください。

(エ) 雇用の促進

園内管理等に必要な労働力の確保については、地元雇用の推進に協力してください。

(オ) 視察案内

府が主催又は依頼する視察案内等に協力してください（園内施設の説明など）。

(カ) 施設の補修・改修

参考見積の取得、工事に伴う来園者の安全確保、維持補修に関する各種調査等に協力してください。

(キ) 来園者の動向を把握するためのアンケート調査

年2回（春・秋）、定期的に行ってください。

(ク) その他

農業公園に関する各種調査・照会への回答に協力してください。

ケ 知的障がい者雇用の取組み

当該施設においては、知的障がい者1名以上（週の総労働時間は30時間）を雇用するよう努めてください。

また、職場環境整備等支援組織を活用し、知的障がい者等の職場定着等の支援に努めてください。

コ 省エネ法に基づくエネルギー管理の実施に伴う対応

府は、「エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）」の規定により、所有する資産についてエネルギー管理を行い、国に報告書等を提出する義務が課されています。

指定管理者制度導入施設についても、同法が適用されることから、以下の点について対応していただきます。

① 管理する施設ごとに前年度分の年間エネルギー使用量を把握の上、所定の様式に記入し、毎年府に報告してください。

※ 同法により既にエネルギー管理指定工場に指定されている施設は、従来どおり法が求める報告書等を作成し、府に提出してください。

② 省エネ法の趣旨を理解し、府が実施する省エネ施策に協力してください。

サ E S C O事業の実施

当該施設は、今後、「大阪府E S C Oアクションプラン」におけるE S C O事業を実施する場合があります。

E S C O事業を実施した場合、光熱水費関係については、府がE S C O事業者と契約した省エネ設備を設置しますので、管理運営にかかる電気・ガス・水道の利用は、その設備を通していただくこととなります。

《 E S C O事業とは 》

既存庁舎等を民間の資金とノウハウを生かして省エネルギー化改修し、省エネルギー化による光熱水費の削減分で改修工事にかかる経費等を償還し、残余を府とE S C O事業者の利益とする事業。

シ ネーミングライツパートナー企業の募集について

農業公園の安定した経営基盤に資すること、また、農業公園の魅力を高めることを目的にネーミングライツを導入します。この施設の愛称を命名する権利（以下「ネーミングライツ」という。）について、事業趣旨に賛同し、契約料を負担いただく企業等（以下「パートナー企業」という。）を募集します。

1 対象施設 農業公園

※施設の概要は、指定管理者募集要項「2 施設の概要」をご覧ください。

2 最低契約額及び契約期間

最低契約額（年額）	10万円（消費税込み）
契約期間	10年5か月間
愛称使用期間	令和3年11月1日から令和14年3月31日まで

- (1) 上記の最低契約額は、1年あたりの額（消費税込み額）です。最低契約額以上で提案してください。（令和3年度分は提案額の12分の5相当額をお支払いいただきます）
- (2) パートナー企業には提案書（様式第7号）に提示いただくネーミングライツ料提案額とは別に、3(1)に示す名称変更等に係る諸経費が必要となります。
- (3) 契約料の支払いは、各年度毎に4月30日（土曜、日曜、祝日の場合は、その直前の平日）までに府が発行する納入通知書により府が指定する口座に支払うこととします。

3 契約条件

(1) 名称の変更に伴う諸経費の負担

ネーミングライツ料とは別に、導入に伴う諸経費（看板作成・設置、補修費その他導入コスト及び契約期間満了後の当該看板等の撤去及び原状復旧に要する費用等）は、パートナー企業が負担するものとします。なお、ネーミングライツ料は指定管理者の管理運営経費に算入することはできません。

(2) 愛称に関する事項

ア 愛称名は日本語（漢字、カタカナ、ひらがな）及び英語アルファベットに限ります。

また、愛称に企業や商品等のロゴやマーク等（以下「ロゴ等」という。）を含めることができます。ロゴ等は、当該提案のあったパートナー企業が権利を有する登録商標であることが必要です。

イ 大阪府広告事業要綱第3条及び大阪府広告事業掲載基準に反する愛称ではないこと。

ウ 施設の管理、運営に支障をきたさない名称であること。

エ 施設のイメージや親しみやすさが損なわれることがないこと。

オ 愛称の看板等の設置場所、施工範囲、設置時期、大きさ等は府と協議のうえ、決定します。

カ 利用者の混乱を避けるため、契約期間内の名称変更は、原則としてできません。

また、新愛称が定着するまで（1年間を予定しています。）、広報媒体への情報提供時には設置条例上の名称を併記させていただきます。

キ 今回募集する名称は、施設の愛称であることから、条例で定める正式な施設名称の改正は行いません。

4 申請資格

次の条件を全て満たす企業等を対象とします。

ア 指定管理者募集要項に基づく指定管理者の申請者であること。（当該申請者が別の企業等を探して提案することができます。その場合は、当該企業等は次のイからエの条件を満たすこと。）

イ 大阪府広告事業要綱第3条及び大阪府広告掲載基準に反する企業等は除く。

ウ 指定管理者募集要項「4 申請者の資格」を満たすこと。（ただし、「4 申請者の資格」のうち、アの要件は除く。）

エ その他、愛称を命名する権利を取得することが適当でないと府が認める企業等は除く。

5 選定方法・募集期間等

(1) 選定方法

提案書の提出があった場合は、府が別途設置する大阪府立農業公園ネーミングライツパートナー企業選定審査会（仮称）において、本ネーミングライツパートナー企業の募集に関する契約条件、申請資格等の審査を行います。審査の結果、不適格事項がなく適当と認められた提案のうち、指定管理者募集要項「7 指定管理者の選定」に基づき指定管理候補者に選定されたものの提案をネーミングライツパートナー企業候補者に選定することとします。

(2) 募集期間・申込方法

指定管理者募集要項「5 申請の手続き」に準じます。

(3) 提出書類

次の申請区分（A又はB）に応じた書類を2部（正本1部、副本(写し)1部）、指定管理者の申請書と併せて提出してください。

【A 指定管理者の申請者がパートナー企業として提案する場合】

ア ネーミングライツパートナー企業に関する提案書（様式第7号）

イ 誓約書（様式第8号）

【B 指定管理者の申請者以外の企業（以下「別団体」という。）を探してパートナー企業として提案する場合】

ア ネーミングライツパートナー企業に関する提案書（様式第7号）

イ 別団体の誓約書（様式第8号）

ウ 別団体の会社全体の事業概要がわかるもの（会社パンフレット等）

（任意様式）

エ 別団体の直近3か年の決算報告書（貸借対照表等の財務諸表）及び事業報告書

オ 別団体の納税に関する証明書（発行日から3か月以内のものに限る。）

①府税（全税目）に係る徴収金について未納の徴収金がない旨の納税証明書

②最近3事業年度の法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税に滞納がないことを証する納税証明書

カ 別団体の登記事項証明書（登記簿謄本、現在事項全部証明書）

（発行日から3か月以内のものに限る。）

キ 別団体の法人等役員名簿（任意様式）

（監事を含めた各役員名には「ふりがな」「生年月日」等を記載して下さい。）

(4) 留意事項

ア 提案に係る必要な経費は提案者及び別団体の負担とします。

イ 府が必要に応じ、追加資料の提出をお願いする場合があります。

ウ 提出書類等は返却いたしません。

エ 提出書類等は関係機関に意見を聞く目的で使用することがあります。また、大阪府情報公開条例に基づき開示することがあります。

6 質問書の受付

質問書の受付期間、提出方法、質問書への回答は、指定管理者募集要項「5 申請の手続き」に準じます。

7 選定結果の通知及び公表

(1) 選定結果の通知

指定管理候補者の選定結果を踏まえ、府においてパートナー企業候補者を決定します。提案者に文書で通知します。

(2) 選定結果の公表

府の広報媒体を通じて決定されたパートナー企業候補者名、施設の新愛称（予定）、申請額を公表します。

8 決定から契約まで

(1) 指定管理候補者が、府議会での議決を経た後に府が指定管理者として指定し、その旨を府が公告します。その後、府はネーミングライツパートナー企業候補者にネ

- ーミングライツパートナー企業に決定した旨、通知します。
- (2) 府とパートナー企業で愛称の看板を設置する場所等の協議を行い、指定管理運営業務契約とは別に「ネーミングライツ契約書」を締結します。(府、指定管理者及びーミングライツパートナー企業の三者間で契約締結します。)
- (3) 契約を締結するまでにパートナー企業が募集に定める条件に不適格な事由が認められたときは、府の判断によりその資格を失い、契約を締結しない場合があります。
- (4) パートナー企業がその資格を失った場合、府は一切の賠償責任を負いません。

9 その他資料

大阪府広告事業要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、府が保有する資産(以下「府資産」という。)を広告媒体として活用し、広告を掲載する事業(以下「広告事業」という。)に関して必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 広告事業は、府の新たな財源を確保し、府民サービスの向上と地域経済の活性化に寄与するとともに、広告主に地域貢献の機会を提供することを目的とする。

(広告事業の範囲)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は、掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 政治性のあるもの
- (5) 宗教性のあるもの
- (6) 社会問題についての主義主張
- (7) 個人の氏名広告
- (8) 当該広告の内容を、府が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのあるもの
- (9) 公衆に不快の念又は危害を与えるもの
- (10) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (11) 消費者の利益の確保及び公正な競争の観点から適切でないもの
- (12) 前各号に掲げるもののほか、掲載する広告として妥当でないと認められるもの

2 前項に規定する広告事業の範囲に係る業種、業者及び掲載の基準については、別に定めるものとする。

(募集方法等)

第4条 広告の募集方法、予定価格及び選定方法等は、必要に応じて、広告媒体ごとに別に定めるものとする。

(審査機関)

第5条 広告等の掲載の可否を審査するため、広告掲載審査委員会(以下「審査会」という。)を設ける。

2 審査会の委員は青少年・地域安全室青少年課長、行政経営課長、財産活用課長、人権企画課長、男女参画・府民協働課長、府政情報室広報広聴課長、消費生活センター所長、都市整備総務課長、住宅まちづくり総務課長、建築指導室建築企画課長及び教育総務企画課長をもって充てる。

3 審査会の委員長は行政経営課長をもって充てる。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審査会の会議は、広告の掲載の可否について疑義が生じた場合において、委員長が必要と認めたとときに、委員長が招集する。

2 審査会の会議は、委員長がその議長となる。

3 審査会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

- 4 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 委員長は、広告を掲載するそれぞれの府資産を所管する課の課長を審査会に出席させ、その意見又は説明を求めるものとする。
- 6 委員長は、必要があると認めるときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、行政経営課において処理する。

(雑則)

第8条 広告事業は、この要綱に定めるもののほか、大阪府屋外広告物条例、大阪府公有財産規則、その他の関係法令の定めるところによる。

- 2 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年3月8日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年1月11日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年4月13日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

大阪府広告事業掲載基準

(趣旨)

- 1 この基準は、大阪府広告事業要綱（以下「要綱」という。）第3条第2項に規定する広告事業の範囲に係る基準を定めるものとする。

(業種又は業者)

- 2 次の業種又は業者の民間広告（以下「広告等」という。）は掲載しない。なお、広告等を掲載中であっても、次の業種又は業者に該当するに至った場合も同様とする。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に該当するもの

(2) 消費者金融・高利貸しに係るもの

(3) たばこに係るもの

(4) ギャンブルに係るもの（宝くじに係るものを除く）

(5) 法律の定めのない医療類似行為を行うもの

(6) 民事再生法又は会社更生法による再生又は更生手続中のもの

(7) 府の入札参加停止の措置を受けているもの又は大阪府入札参加停止要綱に該当する行為を行ったもの又は不利益処分（違法又は不適當な行為によるものである場合に限る）を受けているもの

(8) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）

第二条第六号に規定する暴力団員をいう。）及び暴力団密接関係者（大阪府暴力団排除条例

（平成二十二年大阪府条例第五十八号）第2条第4号に規定する暴力団密接関係者をい

う。）によるもの

(9) 前各号に定めるほか、掲載することが不相当であると広告掲載審査委員会（以下、「審査会」という。）が認めるもの
(掲載基準)

3 次のいずれかに該当するものは掲載しない。

なお、府は広告等ごとに、その具体的な内容を判断するものとし、その上で修正・削除等が必要な場合は、広告主又は広告代理店（以下「広告主等」という。）に依頼できるものとする。広告主等は正当な理由がない場合は、修正・削除に応じなければならない。

(1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

ア 法令等で製造、販売等が禁止されている商品、許可等を受けていない商品、粗悪品その他掲載することが不相当と認められる商品、又はサービスを提供するもの

イ その他法令、条例及び規則、通達等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

(2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの

(3) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの

ア 人種、性別、障がい等に関する差別的な表現若しくは不当な差別につながる表現を含むもの又はそのおそれがあるもの

イ 他の者の氏名、名称、肖像、談話若しくは商標、著作権その他の財産権を無断で使用したもの又はそのおそれがあるもの

ウ 他の者をひぼうし、中傷し又は排斥するもの又はそのおそれのあるもの

エ その他他の者の人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの

(4) 政治性があるもの

ア 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの又はそのおそれのあるもの

(5) 宗教性があるもの

ア 宗教団体による布教推進を主目的とするもの又はそのおそれのあるもの

(6) 社会問題についての主義主張

ア 個人又は法人その他団体の意見広告

イ 国内世論が大きく分かれている社会問題等に関する主義又は主張を含むもの

(7) 個人の氏名広告

(8) 当該広告の内容を、府が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのあるもの

(9) 公衆に不快の念又は危害を与えるもの

(10) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの

ア 広告する商品等とは無関係に裸体姿等によって単に目立たせるもの

イ 性的感情を著しく刺激するもの

ウ 犯罪を著しく誘発するおそれのあるもの

エ 粗暴性、残虐性を著しく助長するもの

(11) 消費者の利益の確保及び公正な競争の観点から適切でないもの

ア 実際よりも、又は競争事業者のものよりも、著しく優良又は有利であると消費者に誤認される表示（不当表示）（合理的な根拠を示す資料がない場合は不当表示とみなす。）

イ その他、消費者に誤認されるおそれのある表示

ウ 射幸心をあおる表現

(12) 前各号に掲げるもののほか、掲載する広告として妥当でないと認められるもの

ア 府の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの又はそのおそれのあるもの

イ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を迷わせたり、不安を与えるもの又はそのおそれのあるもの

ウ 前各号に定めるほか、掲載することが不相当であると審査会が認めるもの

ス 利用者満足度調査の実施

毎年度、利用者満足度調査を実施し、調査結果、対応方針について公表してください。具体的な実施内容については府と協議してください。

セ 第三者への委託を行う場合の確認事項

大阪府では、業務の委託を行う際、大阪府の基準において入札参加停止中又は入札参加除外中の者を契約の相手方としてはならないこととしています。第三者への委託を実施される場合は、その相手方が入札参加停止中又は入札参加除外中でないことをご確認

ください。

また、第三者への委託する場合、委託金額にかかわらず、その相手方から大阪府暴力団排除条例（平成 22 年大阪府条例第 58 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 4 号に規定する暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を徴収し、大阪府へ提出してください。

ソ 備品管理について

指定管理業務に関して必要な備品等の購入費用については、指定管理者が、ご負担ください。なお、これら備品等は協定終了後、大阪府が所有することになります。ただし、府と協議をしていただいたうえで、備品を指定管理者の所有とすることもできます。

備品管理にあたっては、大阪府の備品管理ルールを徹底いただくとともに、府所有の備品、指定管理者所有の備品及び協定終了後大阪府が所有する備品について区別して管理するようご注意ください。

タ 保険への加入

施設の運営上の過失や、管理不具合等により、利用者に損害が発生した場合に備えて、必要な保険に必ず加入してください。

具体的な保険内容については、府と協議することとし、加入後、保険契約内容を証する書面を府に提出してください。

チ 各種税の取扱い

指定管理者として事業を行う上で、法人府民税、法人事業税、法人市（町村）民税、事業所税等の納税義務が生じる場合がありますので、それぞれの税務関係機関に確認の上、適切に対応してください。

《問合せ先》

法人府民税、法人事業税 …… 大阪府泉南府税事務所法人課税課
(電話 072-439-3601)

法人市（町村）民税 …… 貝塚市役所法人市民税担当課
(電話 072-423-2151)

(3) 指定予定期間

令和 3 年 11 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日まで（10 年 5 か月間）

ただし、条例第 11 条に基づき、指定管理者の指定を取り消すことがあります。

なお、府議会の議決後、府が指定した日に確定するものとします。

(4-1) 管理運営経費

農業公園は、地方自治法第 244 条の 2 第 8 項及び第 9 項に規定する利用料金制を採用し

ており、自主事業等での収入と併せ、利用料金を指定管理者の収入として、施設を運営していただきます。

(4-2) 黒字が出た場合の取扱い

各年度における決算時に、損益計算による収支実績が 500 万円以上の黒字となった場合、その 5% を農業公園の利便性や魅力の向上のために投資していただきます。その内容は府と協議のうえ決定します。

(4-3) 府への納付金

納付金について、0 円以上の提案をお願いします。

提案内容は管理期間（10 年 5 か月間）での納付金の総額で、ご提案（毎年度でなく、後年度からの納付も可。）ください。

納付金の参考価格・・・0 千円／年額

収支計画書において提案のあった府への納付金については、府が納入期限日を指定し発行する納入通知書により、収支計画書で提案されている事業年度の翌年度の 5 月末日までに納付していただきます。

なお、納付金については、指定管理業務にかかる施設、設備の整備、改修に使用します。

(5) 指定管理者と府の責任分担

指定期間中の指定管理者と府との責任分担（リスク分担）は、39～40 ページの「リスク分担表」のとおりとし、府議会での議決を経た後に締結する協定に明記します。

(6) 提案内容等の遵守

提案内容及び管理者として果たしていただくべき責務について、誠実に履行しない場合は、改善指導後、不履行の内容によっては指定を取り消す場合があります。

また、「11 モニタリング（点検）の実施」に記載のとおり、業務の実施状況に関する評価結果に基づき、次回の指定管理者選定時に減点措置を講じる場合があります。

5 申請の手続

※申請にかかる経費は、すべて申請者の負担となります。

(1) 募集要項の配付

ア 配付期間

令和 3 年 2 月 1 日（月曜日）午前 10 時 ～ 3 月 15 日（月曜日）午後 5 時まで

イ 配付場所

下記のホームページから以下の書類が取り出せます。

紙媒体での配付はいたしません。

アドレス：http://www.pref.osaka.lg.jp/nosei_seibi/nougyoukouenkoubo/index.html

《申請書類》

- ・大阪府立農業公園指定管理者募集要項
- ・指定管理者指定申請書（様式第1号）
- ・事業計画書（様式第2号）
- ・収支計画書（様式第3号）
- ・管理体制計画書（様式第4号）
- ・障がい者雇用率の達成及び維持に関する確約書（様式第5号）
- ・障がい者雇用状況報告書（様式第6号）
- ・ネーミングライツパートナー企業に関する提案書（様式第7号）
- ・誓約書（様式第8号）
- ・委任状（グループで申請する場合のみ）（参考様式）
- ・現地説明会参加申込書（様式第9号）
- ・質問票（様式第10号）

(2) 現地施設案内・説明会及び質疑

ア 開催日時

(ア) 現地施設案内

令和3年2月16日（火曜日） 午後1時30分から 1時間程度

(イ) 申請に関する説明会及び質疑

令和3年2月16日（火曜日） 午後2時30分から 1時間程度

※上記開催日時の開始及び終了時刻については、進行状況により、前後する可能性がありますのでご了承ください。

イ 開催場所

大阪府立農業公園管理棟

住所：貝塚市馬場3081

ウ 申込方法

現地説明会参加申込書（様式第9号）により、電子メールで行ってください（電子メール送信後、必ず担当まで到着確認をしてください。）。

口頭、電話、ファクシミリ、郵送など、電子メール以外による申し込みは取り扱いたしません。

なお、参加にあたっては、会場の都合により、できる限り1法人2名以内でお願いします。

(ア) 申込期限

令和3年2月12日（金曜日） 午後5時

(イ) 申込専用電子メールアドレス

nosei@sbox.pref.osaka.lg.jp

エ 質疑

質問がある場合は、令和3年2月26日（金曜日）午後5時（厳守）までに、質問票（様式第10号）を電子メールで行ってください。

（必ず担当まで到着確認をしてください。）

電子メールアドレス：nosei@sbox.pref.osaka.lg.jp

口頭、電話、ファクシミリ、郵送など、電子メール以外は取り扱いいたしません。

※質疑の概要は、令和3年3月4日（木曜日）以降に下記のホームページに掲載予定です。

アドレス：http://www.pref.osaka.lg.jp/nosei_seibi/nougyoukouenkoubo/index.html

なお、質問はこれ以降、申請の手続きを除き、受け付けしません。

(3) 申請書類の受付

ア 提出期間

令和3年3月1日（月曜日）から3月15日（月曜日）まで（必着）

午前10時～正午 及び 午後1時～5時

（ただし、土曜日及び日曜日は取り扱いません。）

なお、提出期限を経過した後は受け付けません。また提出期限後、申請書類の変更及び追加は認めません。

イ 提出場所

〒559-8555

大阪市住之江区南港北1-14-16

大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）22階

大阪府環境農林水産部農政室 担当 中西・浦野・田中

※申請書類は、持参又は郵送してください。

持参又は郵送以外の方法によるもの（ファクシミリ、電子メール等）は受け付けませんのでご注意ください。

(4) その他

- ・ 当該公募の保留、延期又は取り止め若しくはその他公募に関する重要事項等を連絡する場合があります。その際は、以下のホームページに掲載しますので、定期的に確認してください。

なお、連絡事項の確認を行わなかったことにより、参加者が被った損害については、本府は一切責任を負いませんのでご注意ください。

アドレス：http://www.pref.osaka.lg.jp/nosei_seibi/nougyoukouenkoubo/index.html

- ・ 申請資格を有しないと認められる方からの質疑、現地施設案内・説明会への出席は、お断

りすることがあります。

※コロナウイルス感染症拡大防止対策等により、現地説明会等の開催日を変更又は中止させていただくことをはじめ、公募全体のスケジュールを変更することがあります。

この場合、変更の案内は以下のホームページに掲載します。

アドレス：http://www.pref.osaka.lg.jp/nosei_seibi/nougyoukouenkoubo/index.html

6 申請にあたっての提出書類

(1) 提出書類

申請にあたっては、次の書類を提出してください。

なお、提出書類中、事業計画書、収支計画書及び管理体制計画書には、選定方針等を踏まえたうえで、当施設の設置目的に応じた管理運営を行うにあたっての基本的な考え方とその実現方法を示してください。特に、事業計画書には、集客方策、施設の管理運営、経費の縮減等を図るための具体的な方策を示してください。

ア 指定管理者指定申請書（様式第1号）

イ 事業計画書（様式第2号）

農業公園の管理運営に関する業務を最も適正かつ確実に行うことができるよう、下記に留意して記入してください。

- ・平等利用が確保されるような適切な管理を行うための方策
- ・施設の効用を最大限発揮するための方策
- ・管理に係る経費の縮減に関する方策
- ・適正な管理の業務遂行を図ることができる能力及び財政基盤に関する事項
- ・その他管理に際して必要な事項

ウ 収支計画書（様式第3号）

- ・令和3年度から13年度間で年度ごとに、農業公園の管理運営、障がい者等の農業分野での雇用及び就労にかかる取組、自主事業の部門別に作成のこと。
- ・府への納付金額は0円以上の額を記載すること。
- ・直接経費だけでなく、間接経費も計上すること。
- ・当該資料を補足する資料（積算のバックデータ等）を別途添付すること。
- ・施設の運営業務の経費に本部経費を計上する場合、算定の考え方を記載してください。例えば、複数の事業を行っている法人で各事業所の売上高で本部経費を按分するもの、施設での人件費に一定割合を上乗せする など。

エ 管理体制計画書（様式第4号）

- ・農業公園の管理運営、障がい者等の農業分野での雇用及び就労にかかる取組についての人員配置を示すこと。
自主事業を実施する場合は、その人員配置も併せて記載すること。
- ・様式中、「1 管理体制について ③人員配置図」について、以下の(ア)から(ウ)の

内容についても分かるように記載すること。

(ア) 施設責任者と障がい者等の農業分野での雇用及び就労にかかる取組の責任者を明示すること。

(イ) 配置人員については、資格の内容を記載すること。(※)

(ウ) 配置人員について、就労訓練や農業分野に新規参入を希望する法人の職員向け研修等の実務経験を有するものを配置する場合は、経験年数を記載すること。(※)

(※) 原則として既存雇用とするが、雇用予定者の場合は雇用予定者である旨を記載すること。

なお、雇用予定の場合は、速やかに雇用を行うこと。

(指定管理期間開始後6ヶ月後に履行状況の確認を行います。)

オ 法人等の概要を示す書類

- ・定款、寄付行為又はこれらに準ずるもの
- ・法人にあつては、登記簿の謄本
- ・役員又は代表者若しくは管理人その他のこれらに準ずるものの名簿及び履歴書
- ・法人等の事業の概要を記載した書類
- ・組織及び運営に関する事項を記載した書類（本社及び事業所所在地、設立年月日、従業員数、経営理念・方針、組織図、主たる事業の実績、売り上げ高等を記載した書類）
- ・最近3事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの（グループ企業で連結決算を行っている場合には、連結決算書についても提出してください。）
- ・最近3事業年度の監査報告書（公認会計士又は監査法人による監査を受けている場合のみ提出。その他の場合は提出不要）
- ・令和元年度の事業計画書及び収支予算書

カ 納税証明書

- ・府税（全税目）に係る徴収金について未納の徴収金がない旨の納税証明書
- ・直近3事業年度の法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書

キ 施設の管理運営を行う上で必要な資格の写し（職員又は業務委託を含む）

- ・防火対象物の防火管理者
- ・消防設備士、又は消防設備点検資格者

ク 障がい者雇用率の達成及び維持に関する確約書（様式第5号）

（公共職業安定所長に提出義務のある常用雇用労働者45.5人以上の事業主のみ）

ケ 公共職業安定所長に提出している障がい者雇用状況報告書の写し

（公共職業安定所長に提出義務のある常用雇用労働者45.5人以上の事業主のみ）

コ 障がい者雇用状況報告書（常用雇用労働者45.5人未満の事業主用）（様式第6号）

（公共職業安定所長に障がい者雇用状況報告書の提出義務のない常用雇用労働者45.5人未満の事業主のみ）

サ 自主的環境マネジメントシステム（EMS）の構築もしくはグリーン調達方針の策定を証明できる書類（規定や方針等）、または、第三者認証 EMS を証明できる書類（登録証の写し）

シ 指定の申請に関する意思決定を証する書類

※ 申請する法人等の内部の意思決定（理事会の議決書等）

ス グループ構成員によるグループ代表者への委任状

（複数の法人等が共同して申請する場合）

(2) 複数の法人等が共同して申請する場合

複数の法人等がグループを構成して申請する場合は、代表者を定め、「事業計画書」にその旨を明記してください。この場合、(1)のオ「法人等の概要を示す書類」からシ「指定の申請に関する意思決定を証する書類」までの書類は、すべての事業者について提出するとともに、ス「グループ構成員によるグループ代表者への委任状」を提出してください。

なお、単独で申請した法人等は、グループでの申請の構成員になることはできません。また、複数のグループにおいて同時に構成員となることもできません。

申請書類提出後は、代表する法人等及びグループを構成する法人等の変更は認めません。

(3) 提出部数

正本1部と副本（写し）10部を同時に提出してください。

※提出書類のうち、イ 事業計画書、ウ 収支計画書、エ 管理体制計画書は、CD-ROM等の電子メディアにコピーして1部を併せてご提出ください。

(4) 提出書類の返却

理由のいかんを問わず返却しません。

(5) 提出書類の不備

不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

(6) 提出書類の公表

必要に応じて、提案内容の概要を公表することがあります。

7 指定管理者の選定

(1) 選定方針

農業公園の指定管理者には、条例第8条に基づき、府の管理運営方針【3の(1)参照】を最も適正かつ確実に行うことができると認められる者を選定します。

(2) 審査方法

大阪府立農業公園指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が、下記の選

定基準及び審査基準に基づいて、提出された書類等を審査し、最優先交渉権者と次点者を選びます。

ただし、次の要件に該当した場合は、選定審査の対象から除外します。

ア 提出書類に著しい不備があった場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 関係法令に違反若しくは本要項から著しく逸脱した提案である場合

エ 書類提出後に事業計画の内容を大幅に変更したことが明らかになった場合

オ 以下の不正行為があった場合

- ・他の申請者と申請提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- ・最優先交渉権者の選定の前に、他の申請提案者に対して申請提案の内容を意図的に開示すること。
- ・最優先交渉権者の選定を行う選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。
- ・その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

※ なお、一者しか申請がない場合でも選定委員会を開催するものとします。

ただし、一者しか申請がない場合は、選定委員会の審査の結果、60点以上の点数であることが必要です。

《選定基準》

ア 農業公園の平等な利用が確保されるように適切な管理を行うことができるか

イ 農業公園の効用を最大限に発揮させることができるか

ウ 農業公園の管理に係る経費の縮減を図ることができるか

エ 農業公園の管理運営業務を適正かつ確実にを行うことができる能力及び財政的基礎を有しているか

オ その他、府施策との整合など農業公園の管理に際して必要とする取組みを行っているか

《審査基準》

選定基準に基づき、次に掲げる評価方針、評価項目、点数により審査します。

評価方針	評価項目	点数案
平等利用が確保されるように適切な管理を行うための方策 【4点】	①施設の設置目的及び管理運営方針	2点
	②平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果	2点
施設の効用を最大限発揮するための方策 【37点】	①農業体験、研修の実施等府民の農への関心・理解を高める業務を効果的に行う具体的な手法及び期待される効果	7点
	②農業における障がい者等の雇用の促進と就労の支援の機会を創出する業務を効果的に行う具体的手法及び期待される効果	7点
	③農のある新たなライフスタイルの実現や地域農業の活性化への波及効果	3点
	④施設等のサービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果	3点
	⑤施設の維持管理の内容、的確性及び実現の可能性	3点
	⑥ネーミングライツ等による収入確保策の実施	4点
	⑦施設等の効率化に向けた投資 (最低投資額=2,500万円(消費税込み)) ※施設等の規模、内容により評価します	10点
適正な管理業務の遂行を図ることができる能力及び財政基盤に関する事項 【9点】	①収支計画の内容、適格性及び実現の可能性	3点
	②安定的な運営が可能となる人的能力	3点
	③安定的な運営が可能となる財政的基盤	3点
施設の整備、改修に係る経費に関する方策 【40点】	納付金(提案額)の内容 10年間の納付金の平均額で算出する。 算出方法は下記参照 納付金の参考価格 0千円/年額	40点
その他管理に際して必要な事項 【10点】	○府施策との整合 ・府・公益事業協力等 1点 ・行政の福祉化 6点 就職困難層への雇用・就労支援 (2点) 障がい者の実雇用率 (1点) 知的障がい者の現場就業状況 (3点) ・府民、NPOとの協働 1点 ・環境問題への取組み 2点	10点
合計		100点

〔施設の整備、改修に係る経費に関する方策の点数の算出方法〕

農業公園の価格点（40点）の算出方法は、提案額に1億ポイントを加算し算出することとし、次のとおりとする。

<p>例1 提案額が2,500万円/年の場合</p> $\text{得点} = 40 \text{ 点} \times \frac{25,000,000 \text{ 円 (提案額)} + 100,000,000 \text{ (加算ポイント)} = 125,000,000}{50,000,000 \text{ 円} + 100,000,000 \text{ (加算ポイント)}}$	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;">33.3点</div>
<p>例2 提案額が5,000万円/年（＝最高額）の場合</p> $\text{得点} = 40 \text{ 点} \times \frac{50,000,000 \text{ 円 (提案額)} + 100,000,000 \text{ (加算ポイント)} = 150,000,000}{50,000,000 \text{ 円} + 100,000,000 \text{ (加算ポイント)}}$	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;">40点</div>

※ 府施策との整合のうち行政の福祉化にかかる就職困難層への雇用・就労支援（2点）についての配点の内訳は下記のとおりとする。

<p>ア</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域就労支援センター ・障害者就業・生活支援センター ・大阪府母子家庭等就業・自立支援センター ・ホームレス自立支援センター ・地域若者サポートステーション※ ・生活困窮者自立支援機関 ・大阪ホームレス就業支援センター ・大阪保護観察所長による雇用証明書の提出 <p>により、就職困難者の雇用を評価する。</p> <p>※ただし、地域若者サポートステーションの利用者については、1年以上未就業の状態にあり、地域若者サポートステーションが推薦する者を対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（一社）おおさか人材雇用開発人権センター（c-STEP）への加入又は障がい者サポートカンパニー制度への登録の有無、もしくは大阪保護観察所への協力雇用主としての登録。 	<p>利用証明書の提出</p>	<p>雇用者1名 ⇒ 0点</p> <p>雇用者1名+C-STEP加入又は障がい者サポートカンパニー登録 ⇒ 1点</p> <p>雇用者2名以上 ⇒ 1点</p> <p>雇用者2名+C-STEP加入又は障がい者サポートカンパニー登録もしくは協力雇用主としての登録 ⇒ 2点</p> <p>雇用者3名以上 ⇒ 2点</p> <p>（以上、2点を上限）</p>
<p>イ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上段の雇用の際して、職場環境整備等支援組織（障がい者分野、生活困窮者分野）を活用して支援を行う場合 		<p>アの点数に1点を加算</p>
<p>但し、アとイ併せて2点を上限とする。</p>		

▶就職困難者の雇用については、原則として指定管理者の構成員による雇用としますが、雇用を予定する場合も可とします。

〔 今後雇用予定の場合、指定期間の初日から7月を経過する日までに履行することが必要です。なお、実際の雇用にあたり、活用予定のセンターの変更は可とします。 〕

➤各センターの利用証明は、各センターに登録されている方を対象として発行されます。

➤就職困難者の雇用は、常時雇用労働者を対象とし、臨時的又は一時的に雇用する方を除きます。

なお、常用雇用労働者とは、次の条件をすべて満たす労働者をいいます。

- ・ 1週間あたりの労働時間が30時間以上であること。
- ・ 雇用期間の定めがなく雇用されていること。又は、一定の雇用期間を定めて雇用されており、その雇用期間が反復更新されていること。（すなわち、過去1年を超える期間について引き続き雇用されていること、又は雇入れの時から1年を超えて引き続き雇用されると見込まれること）
- ・ 各種保険制度（労災保険、雇用保険、健康保険、厚生年金保険、介護保険など）に加入していること。

➤（一社）おおさか人材雇用開発人権センター（C-STEP）

大阪府が実施する「就職困難者に対する就労支援事業」及び「企業に対する支援学校等生徒の雇用支援事業」の補助事業者。

➤障がい者サポートカンパニー

障がい者の雇用や就労支援に積極的に取り組む企業及び団体等を登録する制度。

➤大阪保護観察所の協力雇用主としての登録

保護観察対象者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主として大阪保護観察所に登録するもの。

➤なお、複数の法人等がグループを構成して申請する場合、C-STEPへの加入、サポートカンパニー制度への登録及び大阪保護観察所への協力雇用主としての登録は、全ての構成員に対して求めるものではありません。また、申請時点での加入状況及び登録状況を評価するものとします。

➤職場環境整備等支援組織（障がい者分野、生活困窮者分野）の具体的内容は以下のとおりです。

<障がい者分野>

(1) 職場のアセスメント

雇用現場の確認（雇用環境や支援体制等）、職務分析、担当業務の切出し及び組立て

(2) ジョブマッチング（新規雇用提案の場合）

採用スケジュール、雇用前実習の実施、受入環境の整備等

(3) 定着支援

職場に慣れるまでの間の支援、支援機関（送出し機関）との連携方策、

一定期間経過後の支援、課題発生時の対応、支援員の配置等

<生活困窮者分野>

生活困窮者自立支援制度に基づき自治体に設置された自立相談支援機関の利用者について採用等の就労にかかわる諸活動を支援する。

(1) 職場のアセスメント

雇用現場の確認（雇用環境や支援体制等）、職務分析、担当業務の切出し及び組立て

(2) ジョブマッチング（新規雇用提案の場合）

採用スケジュールの作成、受入環境の整備、就労希望者向け仕事説明会等の開催、採用予定者向け就労準備（体験等）の調整・実施等

(3) 定着支援

自立相談支援機関と連携した支援の調整（職場に慣れるまでの間の支援、一定期間経過後の支援、課題発生時の対応等）、共に働く従業者への研修等実施等

(4) その他の支援

「訓練付き就労」を行う就労訓練事業所に関する認定取得など就労分野における社会貢献に取り組む場合の支援

※生活困窮者分野の職場環境整備等支援組織は、生活困窮者自立支援機関からの就職者のみが対象

就職困難者への雇用・就労支援について、提案いただく場合、以下の取組みをお願いします。

- ・毎年度4月1日現在の就職困難者の雇用実績について、「就職困難者雇用実績報告書」を4月1日経過後速やかに提出すること。
- ・また、年度途中において、就職困難者の雇用状況の変更（退職、採用等）があった場合は、「就職困難者雇用実績報告書」により、速やかに報告すること。
- ・就職困難者を新たに雇用する場合は、センター利用証明書を提出すること。

※障がい者の実雇用率については、令和2年6月1日現在（申請書類の提出期限の直前の6月1日現在）で、障がい者雇用率（法定雇用率）を超えている場合に1点付与します。また、複数の法人等がグループを構成して申請する場合は、全ての構成員の実雇用率が障がい者雇用率を超えている場合に1点付与します。現在の民間企業の法定雇用率は2.2%であるため、雇用率が2.2%以下であれば0点となる。

※知的障がい者等の現場就業状況の取扱いについては、以下のとおりとする。

なお、「知的障がい者等」とは、知的障がい者及び精神障がい者をいう。

ア 新たに知的障がい者等を雇用する場合は、一人につき1点付与（上限2点）する。

- ・施設ごとに提示する週の労働時間を満たすこと
- ・各種保険加入を原則とする

イ 職場環境整備等支援組織を活用し、知的障がい者等の職場定着等を支援する場合は1点付与する。

- ・知的障がい者等の現場就業について、ハートフル条例に基づく職場環境整備等支援組織を活用する場合は以下のとおり。

(1) 職場のアセスメント

雇用現場の確認（雇用環境や支援体制等）、職務分析、担当業務の切出し及び組立て

(2) ジョブマッチング（新規雇用提案の場合）

採用スケジュール、雇用前実習の実施、受入環境の整備等

(3) 定着支援

職場に慣れるまでの間の支援、支援機関（送出し機関）との連携方策、一定期間経過後の支援、課題発生時の対応、支援員の配置等

知的障がい者等の現場就業について、提案いただいた場合、以下の取組みをお願いします。

- ・毎年度4月1日現在の知的障がい者等の現場就業の状況について、「知的障がい者等の現場就業状況実績報告書」を4月1日経過後速やかに提出すること。
 - ・また、年度途中における雇用状況の変更（退職、採用等）があった場合は、「知的障がい者等の現場就業状況実績報告書」により、速やかに報告すること。
 - ・職場環境整備等支援組織を活用する場合は、最優先交渉権者（指定管理候補者）となった時点から、職場環境整備等支援組織を活用して、雇用に向けた調整を始めること。
- なお、支援内容について、支援内容報告書により毎年度報告すること

➤なお、就職困難層への雇用・就労支援と知的障がい者等の現場就業状況に関し、同一人物を重複して提案することは認めない。

※環境問題の取組み（2点）については、以下のとおりとします。

申請者（グループを構成する場合はその代表事業者）の環境への取組みを評価し、施設を管理する上でも同様に取組むこととして、次の①または②のどちらか一方を評価

①自主的環境マネジメントシステム（EMS）の構築もしくはグリーン調達方針の策定（提出書類：規定や方針等、取組を証明できる書類※1※2）：1点

※1：自主的EMSの規定については、EMSに取組む上で必要な項目（運営体制、目標設定、具体的取組、実績記録等）が記載されていること。

※2：グリーン調達方針については、環境物品等の調達に関する品目毎の具体的なガイドラインが示されていること。

②第三者認証EMS（提出書類：登録証の写し）：2点

※第三者認証EMSとは、ISO14001、エコアクション21認証、KES認証、エコステージ認証とする。

（参考）

・環境マネジメントシステムとは（環境省 HP）

<https://www.env.go.jp/policy/j-hiroba/04-1.html>

・環境マネジメント（EMS）支援ポータルサイト（大阪府 HP）

<http://www.pref.osaka.lg.jp/chikyukankyo/jigyotoppage/emsp1.html>

・グリーン購入法について（環境省 HP）

<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/>

《最優先交渉権者の選定》

- 選定委員会における審査において、最も評価の点数が高い法人等を最優先交渉権者とします。
- ただし、最も評価の点数が高い場合であっても、以下の場合は選定されないこととなります。
 - ・ 総合力として劣る、上記《審査基準》における「評価方針」の5つについて、いずれかが無得点（0点）の場合。
 - ・ 施設の管理運営の一定のレベルを担保するために設定された最低制限点数を下回る場合。
- 複数の法人等の点数が同点の場合は、評価項目のうち「府施策との整合」の点数が高い法人等を選定します。ただし、当該項目も同点の場合は、抽選によるものとします。

(3) 提案があった事業計画等の説明（プレゼンテーション）

選定委員会は、審査の必要に応じて、直接、申請法人等から、提案があった事業計画（自主事業を含む）についての説明を求めることがあります。この場合、事前に選定委員会に出席を求める旨法人等に通知します。

なお、事業提案の説明は、法人等を代表して説明や意見を述べられる方に行っていただきます。

(4) 審査結果

選定委員会の審査結果については、申請法人等に書面で通知するとともに、選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目をホームページにおいて公表します。

申請者が1者又は2者であった場合、評価点に関する情報については、以下のイは公表し、ウは公表しないこととします。（ただし、次点者を設ける場合については、ウを公表することとします。）

また、次点者を設ける場合については、申請者が3者の場合、評価点に関する情報については、以下のイ及び次点者とその評価点（提案金額を含む）は公表し、ウは公表しないこととします。

ア 全申請者の名称 ※申込順

イ 指定管理候補者と評価点（提案金額を含む）

ウ 全申請者の評価点（委員ごとの点数を含む） ※得点順 内容はイに同じ

エ 指定管理候補者の選定理由 ※講評ポイント

オ 選定委員会委員の氏名

カ 委員選定の考え方

キ その他

(5) 指定管理候補者の選定

選定委員会の審査結果に基づき、最優先交渉権者と細部について協議し、指定管理候補者を選定します。

なお、最優先交渉権者に事故等があるときは、次点者を指定管理候補者として選定する

場合があります。

8 指定管理者の指定

指定管理候補者は、府議会での議決を経た後に府が指定管理者として指定し、その旨を府が公告します。

なお、当該資格者を有する者を雇用している法人等に本業務を委託し、または請け負わせる場合には、委託先が資格を有することを証明する書類を提出していただきます。

- ・ 防火対象物の防火管理者
- ・ 消防設備士、又は消防設備点検資格者
- ・ その他、施設管理に必要となる資格

※ 指定管理者として指定された事業主は、大阪府障害者の雇用の促進等と就労の支援に関する条例（平成 21 年大阪府条例第 84 号）第 17 条第 1 項の規定により、障がい者の雇用状況を報告していただく必要があります。

また、障がい者雇用率未達成の事業主につきましては、障がい者の雇入れ計画を提出していただき、障がい者雇用率の達成に向けた取組をしていただく必要があります。詳しくは、大阪府障がい者雇用促進センターにお問い合わせください。

9 協定の締結

府と指定管理候補者が協議を行った上で、令和 3 年 11 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日まで、協定を締結します。

・ 業務名称	・ 履行場所	・ 指定期間
・ 指定管理料（納付金）の金額		
・ 総則	・ 使用目的	・ 基本的な業務等の範囲
・ 指定管理者の責務・危機管理マニュアルの策定		
・ 事業計画の内容	・ 事業報告書等の提出書類の内容	
・ 府への納付金の支払方法及び収益等に関する投資と時期		
・ 備品等の費用負担	・ リスク負担	・ 個人情報の保護
・ 秘密の保持	・ 文書管理	・ 個人情報、データ等の管理
・ 情報公開	・ 人権研修の実施	・ モニタリング（点検）の実施
・ 利用者満足度調査の実施		・ 審査請求の取り扱い
・ 原状回復	・ 指定取消し	・ 保険加入
・ 損害の賠償	・ 自主事業	・ 第三者への委託の禁止等
・ 指定の辞退等	・ 施設等の利用	・ 重要事項の変更の届出
・ 書類の提出	・ 業務の引継ぎ方法	・ 協議

10 引継ぎ事項

- ・ 令和3年11月1日からの管理運営が円滑に開始できるよう、新たに指定管理者候補者が選定された段階で、指定管理者候補者は現管理者から必要な引継ぎを受けてください。
- ・ 引継ぎに要する費用は、すべて、指定管理者候補者の負担とします。また、現管理者と同様の守秘義務が課せられます。
- ・ 施設の維持補修等、施設設置者である府が求める引継ぎに、応じていただく場合もあります。

11 モニタリング（点検）の実施

(1) 毎年度の評価

年度ごとに、その運営の状況について、外部有識者で構成する指定管理者評価委員会によるモニタリング（点検）を実施します。モニタリングは、業務について、点検・評価を行い、それをフィードバックすることで、さらに府民サービスの向上につなげていくためのものです。指定管理者には、自己評価を行っていただくなど、取組みをお願いします。

なお、自己評価については、施設所管課による評価項目ごとの評価と、それらを総括した年度評価とあわせ、指定管理者評価委員会に報告させていただきます。

(2) 総合評価

令和12年度（指定期間の最終年度の前の年度）に、施設所管課においてそれまでの年度評価、改善指導・是正指示の状況等を踏まえた総合評価を実施します。

(3) 総合評価結果の次回指定管理者選定への反映

今回の選定を経て指定された指定管理者が、本施設の次回の指定管理者の選定公募に申請し、かつ当該管理者が、上記（2）の総合評価結果が最低評価である場合、次回の選定において採点評価に減点措置（※）を講じることとします。

※減点措置

総合評価結果が最低評価となった場合、当該事業者の採点評価については、7(2)の審査基準（表）に記載の配点のうち、「管理に係る経費の縮減に関する方策」を除いた得点に対して10%の減点率を乗じることとします。

なお、対象となる事業者が、複数の法人等で構成されたグループである場合には、その構成員であったすべての法人等について、個々に減点措置を適用することとします。

また、当該減点措置が適用される法人等が、異なる法人等と新たなグループを構成する場合についても、当該新グループに対して、同様に減点措置を適用します。

(4) 最終評価

令和13年度（指定期間の最終年度）に、施設所管課において指定期間を通じての年度評価、改善指導・是正指示の状況等を踏まえた最終評価を実施します。

12 その他 参考データ

① 入園者数の年度推移

(単位：人)

年度	R元	H30	H29	H28	H27
入園者数	16,658	21,115	24,767	24,806	27,316

② 料金収入の年度推移

(単位：千円)

年 度	R元	H30	H29	H28	H27
市民農園会費	2,606	2,714	2,932	3,363	3,696
直売所手数料	1,285	1,391	1,731	1,613	1,798
施設利用料等	8,718	9,846	13,533	14,735	17,970
収入 計	12,609	13,951	18,196	19,711	23,464

③ 経費の支出状況の年度推移

(単位：千円)

年 度	R元	H30	H29	H28	H27
人件費	6,454	7,622	9,225	12,525	12,836
資材費	891	1,646	1,938	1,878	2,616
仕入高	1,238	2,157	1,505	1,390	1,850
光熱費・消耗品・ 事務用品	1,172	1,425	1,792	1,519	1,899
公告・販売促進	270	321	738	777	439
修繕等	14	164	240	462	815
その他	1,259	1,288	1,437	1,400	1,641
支出 計	11,298	14,623	16,875	19,951	22,096

【リスク分担表】 ○印が、リスク負担者

段階	種類	内容	負担者		
			府	指定管理者	
共通	法令の変更	事業運営に影響のある法令の変更（他の項目に記載されているものを除く）		○	
	金利	金利の変動		○	
	資金調達	必要な資金確保		○	
	周辺地域・住民への対応	施設利用者及び地域住民などからの苦情等対応 地域との協調		○	
	安全性の確保	維持管理・運営における安全性の確保及び周辺環境の保全 （応急措置を含む）		○	
	第三者賠償	維持補修・運営において第三者に損害を与えた場合		○	
	事業の中止・延期		府の責任による遅延・中止	○	
			法令その他制度の変更等のために府の建物所有が困難になったことによる中止	○	
指定管理者の責任による遅延・中止				○	
指定管理者の事業放棄・破綻				○	
申請段階	申請コスト	申請コストの負担		○	
	資金調達	必要な資金の確保		○	
準備段階	引継コスト	施設運営の引継コストの負担		○	
維持管理・運営段階	維持補修	物価	物価変動		○
		指定管理者の発意により行う施設・設備の改修	指定管理者の発意により行う施設・設備の改修		○
			府の発意により行う施設・設備の改修	○	
			施設・設備・外構の保守点検 （法定点検及び日常の維持補修含む）		○
			施設・設備・外構の経年劣化による維持補修	○	
			法令改正により必要となった施設躯体の維持補修 （施設利用者の生命身体の安全確保を目的として施設躯体の改修が必要となった場合）	○	
			事故・火災による施設・設備・外構の維持補修		○
			指定管理者の帰責事由による損傷の補修		○
			天災その他不可抗力による施設躯体、設備の損壊復旧	協議事項	
		天災他不可抗力による事業中止等	大規模な災害等による事業中止等		協議事項
市場環境の変化	利用者の減少、競合施設の増加、需要見込みの誤りその他の事由による経営不振		○		

農作物 の栽培 管理 ・ 農福 連携	農作物の栽培	農作物の日照不足等による生育不良に伴う収入減		○
	農福連携	就労支援事業実施時の事故・ケガにかかる経費		○
		就労支援事業実施のために用意したトラクターや資料などが、就労生が途中でやめることにより発生するムダ分(トラクターのレンタル代、資料作成費など)		○